



児童手当現況届のお知らせ

6月は児童手当現況届のご提出をお忘れなく！

問/福祉事務所こども政策係 ☎72-1123 (内線507)

児童手当は、家庭などにける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担うお子さんの健やかな成長に資することを目的としています。6月分以降の児童手当などを受けるには現況届が必要ですので！

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当などを引き続き受け取る要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

今年度は新型コロナウイルスの影響を考慮し、郵送での手続きとなります。

※提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、「ご注意ください。」

※マイナンバーカードを使用して、児童手当の現況届がオンラインで可能となりました。詳しくは、市公式サイト内の「子育てワンストップサービス」をご覧ください。



令和2年度 子育て世帯への臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への生活を支援する取り組みの一つとして、一時金を支給します。

対象者

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の受給者

金額

対象児童1人につき1万円

申請

原則不要(公務員の場合は、申請が必要になります)

支給時期

6月中旬～末頃



子どもの歯を守る むし歯ゼロのお友だち

4月8日に行われた3歳児健康診査で、むし歯のなかったお友だちを紹介します。



武田 純碧くん (東上池)



酒井 雅生くん (泉町)



内田 圭翔くん (有明2区)



堀口 諒太郎くん (西郡元)



大塚 薫生くん (泉町)



竹原 暖人くん (寺里)



橋口 由愛ちゃん (有明2区)



須百 勇斗くん (上町)

乳幼児フッ化物塗布は中止しています。

問/福祉事務所子育て支援係 ☎72-1123 (内線508)

子育て INFO

- 6月10日(水)3歳児健診
 - 6月17日(水)2歳児歯科健診
- それぞれ対象児には個別に案内しています。また、フッ化物塗布は中止いたします。
- 予防接種
- 予防接種は病気にかかる前にワクチン接種しておくことが大事なポイントです。「生後2カ月からのワクチンデビュー」をおすすめしています。
- 〈麻しん・風しん予防ワクチン〉
1歳児および年長児のお子さんは、必ず接種するようにしましょう。
- 〈おたふくかぜ予防ワクチン〉
1歳児および年長児のお子さんが対象となります。任意予防接種ですので、自己負担分のうち2,500円の助成があります。

ハッピースマイル

脇元 陸くん (令和元年6月18日生)

脇元 晃さん・藍さんの長男(福島地区・天神)

指先がとても器用で小さいものをつまんで拾います。1日に1回はおしりふきを1枚ずつ出すのが最近のマイブームです。コロコロを手を持って、床の上を上手に転がしてお掃除のお手伝いをよくしてくれます。元気にすくすくと育ててほしいです。



なるほど児童手当

支給対象

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

支給額

児童の年齢	児童手当(月額)	特例給付(月額)*1	
3歳未満	1万5,000円	児童1人につき一律5,000円	
3歳以上小学生終了前	第1・2子		1万円
	第3子以降*2		1万5,000円
中学生	1万円		

*1 児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付となります。
*2 「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。
(例)6月の支給日には、2~5月分の手当を支給します。

手続き方法

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に申請が必要です(公務員の場合は勤務先に申請)。申請は、出生や転入から**15日以内**に行ってください。市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。ただし、誕生日や転入した日(異動日)が月末に近い場合、申請日が翌月になっても

異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。手続きが必要となるのは以下の場合です。

- 【福祉事務所での手続きが必要なケース】
- ・初めてお子さんが生まれたとき
 - ・他の市町村に住所が変わったとき
 - ・公務員になったとき、または公務員でなくなったとき

手続きに必要な添付書類

- ・請求者(保護者)の健康保険被保険者証 ※請求者は基本的に保護者(父母など)のうち、所得が高い方となります。
- ・印鑑(シャチハタは不可)
- ・請求者名義の通帳
- ・請求者および配偶者のマイナンバーカード、または個人番号通知カードおよび本人確認書類
- ・児童が市外に住んでいる場合 →児童のマイナンバーカード

【市民生活課で出生届提出時に手続きが可能なケース】

- ・第2子以降の出生などにより、養育するお子さんが増えたとき

手続きに必要な添付書類

- ・印鑑(シャチハタは不可)
- ※ただし、児童が市外に住んでいる場合は、福祉事務所での手続きとなります。(児童のマイナンバーカードが必要です)